

入札参加資格者各位

太田市総務部契約検査課

コリンズ（工事实績情報サービス）の登録について

太田市では、建設工事業者の技術力を公正に評価し、不良不適格業者を排除し、公共工事の透明性の向上及びより一層の品質確保のため、500万円以上の工事については、コリンズ（工事实績情報サービス）への登録を義務付けております。請負者は、受注した工事について、下記のとおり登録手続きを行って下さい。

1.コリンズ（工事实績情報サービス）への登録について

①登録対象工事

請負金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）が**500万円以上の建設工事**が対象となります。

②登録手続き

コリンズにログインし、「実績データ登録」を行って下さい。 ※契約日から10日以内に登録すること

↓
「登録のための確認のお願い」をダウンロード・印刷して下さい。

↓
担当監督員に工事内容・技術者を確認してもらった後、署名・捺印・電子メールアドレスの記入をもらって下さい。

↓
発注機関担当情報など確認情報を入力し、登録を完了して下さい。

↓
「登録内容確認書」をダウンロードし、契約書一式と併せて契約検査課に提出して下さい。

↓
完了検査後、「竣工登録」を行って下さい。

重要

2.変更があった場合の変更登録について

登録内容に変更があった場合は、次のとおり「変更登録」を行ってください。

変更の内容	対応
現場代理人または技術者に変更があった場合	速やかに、「変更登録」を行って下さい。
監督員が変更になった場合	「変更登録」の必要はありません。
工期または請負金額に変更があった場合	「変更登録」を行って下さい。 ※「変更登録」を省略し、「竣工登録」と同時に変更を行うこともできます。
「監督員などから指示があった場合」や「変更登録の履歴を残す必要がある場合」	「変更登録」を行ってください。

3.登録費用等について

登録に係る費用（受注時登録費用等）は積算（「現場管理費」）の中で計上しています。

4.問い合わせ先

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC） URL: <http://ct.jacic.or.jp/>

コリンズ・テクリスセンター

コリンズのヘルプデスク

TEL:03-3505-0463 土日祝を除く平日9:00～17:00